

四日市市告示第466号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成27年12月2日

四日市市長 田中俊行

- 1 市民緑地の名称 初瀬ビオトープの谷市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市智積町字小龍谷 3064、3065-1、3066-1
四日市市智積町字初瀬 4687、4688、4689-2 . . . ①
四日市市智積町字初瀬 4674 ②
- 3 市民緑地の管理期間 ①平成27年9月1日から平成33年3月31日まで
②平成27年9月4日から平成33年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)